

開 会（午前9時0分）

○矢作いづみ委員長 出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから予算常任委員会を開会します。

## ○議案第9号 令和7年度所沢市一般会計予算

○矢作いづみ委員長 昨日に引き続き、議案第9号「令和7年度所沢市一般会計予算」の審査を行います。

本日は財務部所管部分から審査を行います。

○荻野泰男委員 19ページ、01財産維持管理費なんですけれども、議案資料でいうと84ページです。市有地売払事業なんですけれども、これは令和6年度はなかったんで、新規事業になったと聞いたんですけれども、それで令和6年度の予算がなかったんで、私、去年議案質疑をして、何でないんですかと聞いたら、すぐに売払いできる適当な土地がなかったというようなことをおっしゃっていたんですけれども、今回3件、資料に出ていますけれども、この3件というのは、この1年間でそういう条件が整ったという理解でよろしいのでしょうか。

○高橋管財担当参事 そのとおりでございます、全庁に毎年照会をかけさせていただいております。行政による利用目的がないという回答があった土地については、売払い適当な土地という判断をしまして、事業にのせさせていただいているところでございます。

○荻野泰男委員 この3件の土地以外に、今後、売払いができそうなところって何件ぐらい残っているのでしょうか。

○高橋管財担当参事 今のところは、特段取り立ててないという状況でございます。

○赤川洋二委員 19ページ、12委託料の47地歴調査業務委託料ということで、これは旧庁舎等解体事業が入っていると思うんですけれども、これは長くかかって、最終的に解体してからということなんですけれども、今までいろんな試みがされてきましたけれども、その辺のところをどういう形で総括しているのか。具体的に、プロポーザルも含めてですけれども、何か反響というんですかね、こういうところが、結果は結びつかなかったけれども、どういう反響があったのか、具体的に何か進んだ話が出たことはあるんですかね。その辺についてお願いいたします。

○高橋管財担当参事 財務部におきましては、利用の用途については直接担当していないところではございますけれども、これまで経営企画部、産業経済部などと情報交換をしている中においてではございますが、これまでにスポーツ施設を含めました商業施設とか、スーパーマーケット、マンション、有料の老人ホーム、専門学校などの複数の御提案とかお問合せをいただいて、市の内部におきましていろいろ検討というんでしょうか、情報の共有、交換などは行ってきたところでございますが、ただ、議会におきまして、たしか市長も申し上げていたと思いますけれども、これまでこれといったものがなかったということから、まずはできることをやっつけようということで、解体の準備として地歴調査、あとアスベスト調査、それを7年度に計上させていただいたということで、ここまでの総括については、特段経営企画部や産業経済部のほうからはお話はまだ聞いていないというのが状況でございます。

- 赤川洋二委員　課題というか、結びつかなかったということで、前の市長は、東京オリンピックが終わって、何か重大発表があるような、そういうようなことを言っていたんですけども、結びつかない課題ですよ。これについて、なぜこんなことを聞くかという、解体しても、その辺の課題がある程度解決されてこない、解体してもまたその維持ですよ。除草作業とか、そういうのが出てくるようじゃしょうがないんで、その課題をどう捉えているのか、経営企画部も含めて、解体ということで、何か見込みがあるんじゃないかなと思うんですけどもね、解体したら。ただ、解体して様子を見ようという、それだけじゃないと思うんですよ。これについて、お聞かせください。
- 高橋管財担当参事　大きな方向性というのは特段聞いていないところではございますが、今のところは、老朽化した建物があの場所に存在しているそのこと自体が、民間からの提案を難しくしている部分もあるのではということと、あと建築費の高騰ですね、そういう部分もあることから、やれることからやっという市長の姿勢、それに基づいて、まず手始めにかかる費用を2件、委託料として計上させていただいたということになります。
- 赤川洋二委員　最後に、そうすると、8年度解体ということで、それ以降のことは、今のところ何もないということでもいいですか。
- 高橋管財担当参事　ただ、7年度におきましては地歴調査やアスベスト調査、8年度には解体の実施設計が予定されております。並行して、将来の用途についても検討する時間としてはございますことから、引き続き利活用については、市の担当部局において検討されていくというふうに考えているところでございます。
- 花岡健太委員　旧庁舎の跡地に関しては、市のホームページで企業やいろいろなところに募集をしていたと思うんですね、跡地活用に関して。それに関して、今、スーパーや有料の老人ホームといったことをおっしゃっておられて、そこに何か提案があったのかな、その提案なのかなというふうに今理解したんですけども、そういった提案がある中で、これといったものがなかったと判断したというふうに今おっしゃっていたので、これといったものがなかったと判断された理由は何かあるのでしょうか。
- 高橋管財担当参事　財務部におきましては、直接その判断には加わっておりませんので、詳しく存じ上げるところはございません。
- 花岡健太委員　旧庁舎横の老人憩の家があったと思うんですけども、そこが隣の土留めになっているような答弁が以前議会であったと思うんですね。そうなってくると、当然この旧庁舎もそういった役割、役割ではないんだけど、土留めになっているのかなというような考えがあるんだけど、旧庁舎解体が安全性の観点から、そういう分析はされておるのかなというところを1点伺いたいです。
- 高橋管財担当参事　旧文化会館のことかと存じます。旧庁舎のほうは、平場というか、平

らな土地ですので、旧文化会館はところ荘との隣地になっております。御存じのとおり、傾斜地でございますことから、あの一帯についての建築物がもしあれば、土地の流出を結果的に抑えるような形になっていることから、旧文化会館の解体においては、傾斜地であるという部分については考慮しなくてはならないということは、市においても確認しております。

○荻野泰男委員 21ページの自動車管理費についてお聞きしたいんですけども、大体例年、自動車購入費が例年は予算計上されていたかと思うんですが、令和7年度は特に計上がないんですけども、これは何か理由はあるんでしょうか。

○高橋管財担当参事 自動車については、老朽化に伴う入替えを基本として考えております。令和7年度においては、現在の車両で1年間は少なくとも利用に耐えるということが確認されております。また、電動アシスト付自転車も既に7台配備しておりますので、近場の職員の移動、出張につきましては、そちらの利活用もあるということから、全体的なデマンドと申したらいいんでしょうか、公務における移動手段としての車両については増車する必要はないというふうに考えまして、令和7年度については計上がないといったところでございます。

○荻野泰男委員 ちなみに、これまでに自動車の入替えがなかった年って結構ありましたか。

○高橋管財担当参事 過去に入替えがなかった年というのもあったということでございます。

○荻野泰男委員 基本的には老朽化に伴って入替えということなんだと思うんですけども、公用車の耐用年数というか、その辺は何か基準というか、決まりはあるんでしょうか。

○高橋管財担当参事 基準はないということでございます。しかし、整備業者等の打合せによりまして、多大な整備費がかかる様子がある車両については、老朽化という判断をして、入替えのほうに検討の道を切り替えていると、そういう状況でございます。

○花岡健太委員 18負担金補助及び交付金の52旧新所沢パルコ管理費負担金なんですけれども、これっていつまで積算されるものんでしょうか。

○高橋管財担当参事 現在、閉館したパルコにつきましては、地権者が協議を行っているということで、所沢市も一部、地下駐車場等を保有していたことから、地権者の1人として加わっております。新たな用途が決まり、旧パルコの管理が要らなくなるまでは、警備費用、電気代など他の地権者の方々と持分に応じた負担を行っていくということですので、未定ということから、令和7年度いっぱいの12か月分を計上させていただいたというところでございます。

○花岡健太委員 今どれぐらいのめどが立っているのか、その解体の中に所沢市も入っているわけですので、答えられる範囲でちょっと伺ってもよろしいでしょうか。

○高橋管財担当参事 たしか、このパルコの進み方については、本会議場でも御質疑をいただいていたかと思えますけれども、そろそろというようなニュアンスで市のほうも回答させ

ていただいていたと思いますので、管財課も同じ認識でございます。

○**花岡健太委員** 議案資料の86ページの市庁舎施設整備事業なんですけれども、これ、今回トイレを改修していくに際して、いろんな箇所を少しずつ改修していくのかなというふうに思っているんですけれども、その改修のやり方と、改修をすることによって、ほかの設備が使えなくなるのかとか、そういったところをちょっと説明していただきたいです。

○**高橋管財担当参事** トイレにつきましても、この庁舎を使用しながら実施していく工事となりますので、できるだけ来庁者、職員の利便を損なわないようにということで、順々に工事を実施してまいります。

ちなみに、トイレにつきましては、低層棟の4階が最初でございまして、来月、4月から議会傍聴席の奥のトイレから開始しまして、その後、低層棟の4、3、2、1階というふうに時期をずらして施工していく。高層棟も同じように、さらに時期をずらして少しずつやっていきますので、特に4階以下の階につきましては、使えない箇所については、水平移動というんでしょうか、高層棟なら低層棟、低層棟なら高層棟というふうに位置をずらして御利用いただくようになります。

また、昨日から郵便局側の外側に仮設トイレも設置を始めましたので、それもトイレの工事と並行して御利用いただけるようになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**赤川洋二委員** 同じところで、これちょっと議案質疑もされていたかと思ひますけれども、特にトイレのバリアフリーですよね。トイレの出入口の有効幅員を大きくするというのは、かなり大きな工事だと思ひますけれども、車椅子対応のトイレの数が増えると思ひますけれども、今何個で、工事が終わったら何個になるのか、対応できたトイレの数ですね、これについてお願ひします。

○**高橋管財担当参事** 高層棟につきましては、8基から8基で変わりありません。低層棟については、4基から5基に変わります。

○**赤川洋二委員** そうすると、基数は同じだけれども、どこが変わるんですか、そうすると有効幅員が大きくなるんですかね。

○**高橋管財担当参事** 今回のバリアフリー法に則した設備改修につきましては、まず健常者も使用するトイレの出入口、そこが今70cm台の幅しかないんですけれども、それを国土交通省が令和2年度ぐらいに示しましたガイドラインがございまして、80cm以上というのが示されていますので、今回の改修は80cmを超える改修を、まず出入口を行います。

もう一つ、車椅子回転スペースについても拡大を考えまして、150cmまたは180cm以上というガイドラインが示されましたので、それに則した回転の半径が取れるような工事を行います。

○**赤川洋二委員** それと併せて、高齢者対応ということで、それについて何か計画している

んですか。

○高橋管財担当参事　今回の国土交通省が示しましたガイドラインは、高齢者及び障害者へのガイドラインとなっておりますので、障害者が使いやすい施設というの、高齢者が使いやすい施設に通ずるところがあるというふうに考えて、このガイドラインに則した対応を今回の工事で行わせていただきたいと考えているところでございます。

○赤川洋二委員　具体的に手すりとか、その辺のところとか、そういうことですかね。

○高橋管財担当参事　手すりについては、既に設置してあるところで考えているのと、あと議場の奥のトイレにつきましては、新たに手すりも設置するというところでございます。

○亀山恭子委員　聞き間違えたかもしれないんですけども、バリアフリー法に則した設備改修ということで、低層棟の基数が4基から5基になるとお聞きしたんですが、間違いはないでしょうか。

○高橋管財担当参事　低層棟については、障害者用大便器につきましては、改修前4基から改修後5基に変わります。

○亀山恭子委員　そこは、どの場所になるのでしょうか、お伺いいたします。

○高橋管財担当参事　場所につきましては、低層棟4階、傍聴席横の障害者トイレ、現在1基ございますところを、今回の改修で2基に増設となります。

○花岡健太委員　57ページ、12委託料の55窓口業務等委託料なんですけれども、これが昨年度の当初予算と比べて下がっておるように見えるんですね。人件費が高騰する中、この委託料が下がった要因を教えてください。

○橋本市民税課長　窓口業務委託料につきましては、休日開庁も対応しておりましたが、昨年10月から休日開庁の対応をしなくなったことから、その分の減という形になります。

○花岡健太委員　開庁しなくなった理由というのは、こういった理由でやらなくなったんでしょうか。

○橋本市民税課長　休日開庁の窓口業務で対応している各種市県民税の証明書発行などは、コンビニ交付で対応できておりますことから、実際の件数も減ってきておりましたので、閉鎖したということでございます。

○花岡健太委員　具体的に、コンビニ交付が始まってから、庁舎に来て申請する件数に関してはどれぐらい減っていたのでしょうか。

○橋本市民税課長　休日開庁分だけで特に集計はしていないんですけども、市民税課の窓口での各種証明書の発行件数、令和3年度が2万1,012件、令和4年度が2万1,449件とちょっと増えたんですが、令和5年度、1万8,521件という形で減っておりまして、令和6年度も減る傾向にありました。

過去5年間の発行枚数でございますが、課税証明書に関しては、令和2年度が3万9,712

件、うちコンビニ交付の分が1,603件、令和3年度が4万1,491件、うちコンビニ交付分が3,000件、令和4年度が4万3,386件、うちコンビニ交付分が5,169件、令和5年度が3万7,377件で、うちコンビニ交付件数が5,691件、令和6年度が、12月末の集計ですが3万2,225件で、うちコンビニ交付件数が6,128件という形になっておりまして、窓口交付件数が減っている分、コンビニ交付分が増えているというような結果が出ております。

○花岡健太委員 57ページに関して、税系システム改修委託料と標準準拠システム移行委託料、これがガバメントクラウドに関係する予算なのかなと思うんですけども、この33税系システム使用料も結構上がっているんですね。これも何かガバメントクラウドに関係があるのかなというのが1点で、財務の中では、ガバメントクラウド系の予算を一括で最後とかに教えていただけないですかね。

○橋本市民税課長 57税系システム改修委託料330万円につきましては、議案資料ナンバー1の96ページに記載のとおり、コンビニ交付システムが標準準拠システムへの対応の遅れから、引き続きコンビニ交付で課税証明書を発行させるために税系システムを改修するというための委託料でございます。

それから、68標準準拠システム移行委託料のことを一括ということですか。

○花岡健太委員 1個ずつ聞いていくよりは、財務で担当している標準準拠システムに関して、最後のほうに一括で教えていただけたら、1個1個聞かなくてもいいかなというふうに、時間の短縮のためにそういった提案なんだけれども。

○橋本市民税課長 こちらで計上しております標準準拠システムにつきましては、税系システムという形になります。税系システムのまとめ所管は市民税課になりますので、私のほうでまとめて説明させていただきます。

この税系システムを標準準拠システムに移行するとともに、ガバメントクラウドへのデータの移行を行うための委託料という形をお願いしているところでございます。

税系システムにつきましては、市税の賦課徴収、あと国民健康保険税の賦課、資格給付の管理並びに市税等の収納・滞納の管理を適正に行うために導入しているシステムでございます。このため、こちらの57ページに記載の標準準拠システム移行委託料と併せまして、次のページ、58ページの02資産税賦課事務費の委託料のところにあります79標準準拠システム移行委託料、それから60ページの上のほうにあります徴収事務費の中の72標準準拠システム移行委託料、こちらの3件はいずれも同じ理由によるものでございます。

○花岡健太委員 33税系システム使用料に関して、これが去年に比べて多めに積算されている理由について、これも標準準拠システムと何か関係があるんでしょうか。

○橋本市民税課長 来年度1月から標準化に移行しますので、標準化前の月額使用料と標準化後の月額使用料の違いによりまして、来年度、少し増えているという形になります。つ

まり、標準化後のほうが高くなるということです。

○花岡健太委員 標準化すると経費が3割削減するようなことを、標準化するときに言っておられたと思うんだけど、結果的に高くなってしまふ理由についてお示してください。

○橋本市民税課長 標準化後、維持経費であったり、維持経費というのはシステム使用料も入るかもしれませんが、どちらかという、法令の改正に伴っての自治体ごとに契約しているベンダーでの改修の違いというものを統一化するということになる、結果的にその分の経費は低くなるかなとは思いますが、ここで使用料のほうが増額するという理由については把握しておりません。

○赤川洋二委員 57ページの負担金補助及び交付金のところで、52地方税共同機構負担金ですけれども、ほかの分担金、負担金というのはもう据置きで、人件費が値上がりしたこともありますけれども、税系に関しては据置きなんですけれども、この地方税共同機構負担金、450万円ぐらい増えているんですけれども、理由は何ですかね。

○橋本市民税課長 この地方税共同機構負担金につきましては、基礎負担金だったり、電子申告等関係費負担金であったり、e L T A Xの次期更新準備基金とか、幾つか各種負担金項目がありまして、その合計金額というものが、実は年度ごとに示されてきておりまして、それぞれの負担金において少しずつ増えてきているところから、金額等は増加したということですので、個別にこれらの理由により増えたといった形のもの示されているものではないということでございます。

○赤川洋二委員 それは、この共同機構から一方的にこれだけ負担してくださいというふうに来て、それをそのまま認めたということですか。それとも、何か問合せしたんですか、どうしてなのか。

○橋本市民税課長 地方税共同機構における電子申告書の関係費の総額が、共通納税システムの拡充により増額になったということで、先ほどの幾つかの種類の中の電子申告等関係費の均等割、税収割というものが増額になったためというふうな形で聞いております。

○赤川洋二委員 ほかの自治体も含めて全部、負担金も増えているということですよ。

○橋本市民税課長 そのとおりでございます。

○花岡健太委員 先ほどの33税系システム使用料なんですけれども、確認なんですけれども、標準準拠システムの委託によって費用が高くなっている、まずここは間違いはないのかというのと、これに関して具体的に分からないというのは、こういうのって、何かその後分析とか、追っていったりしたりするんですか。

○橋本市民税課長 税系システム全般に関しましては、市民税課の所管になりますので、こちらで確認をするという形になりますけれども、基本的には、昨今の人件費の高騰による増額というふうなものが推測されるのかなというふうなところでございます。

特に、増額の検証というものは、その後、行うことはございません。

- 花岡健太委員 標準準拠システムに移行すると、なぜ人件費がかかるんですか。
- 橋本市民税課長 標準準拠システムに移行するから人件費がかかるのではなくて、これまでも人件費はかかっておりましたが、それが人件費の高騰の影響による増額という、増額の理由はそういうことになります。
- 中 毅志委員 60ページで、先ほど多分、赤川委員も言っていたと思ったんだけど、18負担金補助及び交付金の43地方税共通納税システム負担金、こちらのほうが恐らく前年度の予算で347万円が約900万円と、約3倍近くになっているんですけれども、こちらのほうもそのような金額を提示されて、それでこちらの負担金ということでもよろしいでしょうか。
- 近藤収税課長 令和6年度から地方税共通納税システムにおきまして、対象税目の拡張がございまして、市県民税の普通徴収分、それから国民健康保険分がQRコードを使った地方税お支払いサイトというものができてございます。これまではペイジー納付等で納めていた方が、こちらのQRコードを使った納付に切り替える、あるいは銀行の窓口で納めたものを、銀行がQRコードを使って納めるというような変更がございまして、その分で大幅に負担金のほうが増額となっております。
- 中 毅志委員 1点教えていただきたいんですけども、そうするとQRコードを使って便利にはなって、その分だけ負担金額が増えましたよと。ただ、ほかのところでは削減がされたところがあるのであれば、そこのところも教えていただけますか。
- 近藤収税課長 負担金につきましては増額となったわけですが、その分、手数料のほうが減額となっております。これまではペイジー収納一括伝送手数料というものが、銀行分、それからゆうちょ分ということで手数料が発生していたわけですが、ペイジー収納の件数が減少いたしまして、その分が地方税お支払いサイトのほうに流れたということで、手数料が減額、負担金が増額というふうな形になってございます。
- 亀山恭子委員 33ペイジー口座振替受付サービス使用料というところが、ペイジーの口座の振替の利用が減っているのに、ここは増額となっているので、それは先ほどのところと違いますか。
- 近藤収税課長 ペイジー収納の関係でございしますが、手数料については減額になっておりますけれども、口座振替サービス使用料というもので、これは全く別のものですが、CREPICOという端末でございしますが、キャッシュカードを使って口座振替の申込みができるというような制度でございまして、こちらのほうが増えているということで、ペイジー収納に係る手数料については減額となっております。
- 大久保竜一委員 全体的なお伺いになりますが、市税収入の増加は評価されるものの、再開発事業に依存しない長期的な安定財源の確保をどうしていくのか、御見解があれば伺いま

す。

- 当麻財務部長** 区画整理事業も含まれるのかもしれませんが、引き続き今やっている区画整理事業は続けていきまして、それとともに、現在方向を転換いたしましたふるさと納税の充実であるとか、あと収納率の向上であるとか、従来からの取組もごさいますが、そういったものをより着実に進めていこうと考えております。
- 荻野泰男委員** 財政調整基金繰入金についてなんですけれども、令和6年度に比べると約9億4,000万円減額されております。それで、市長の施政方針の中でも、財政調整基金の取崩し額については、必要な経費にしっかりと予算配分をした上で、前年度に比べ減らすことができますとわざわざおっしゃっていたんですけれども、この辺は何か、市長から全体の予算編成をする上でそういう指示というか、そういったお考えというのはあったんでしょうか。
- 井上財政課長** 特段、財政調整基金の残高についての指示はございませんでしたけれども、予算編成を進める財政課といたしましては、令和6年度の当初予算の際にいただきました付帯決議を重く受け止めまして、議会の中でも財調の残高についての指摘ですとか、御心配の声などもありましたので、令和6年度以上の残高は残したいなという気持ちで予算編成を進めてきたものでございます。
- 荻野泰男委員** そうすると、市長から特にそういう指示とかがあったわけじゃないけれども、財政課としては財調の金額に関してはある程度意識された上で予算編成をされたという理解でよろしいですか。
- 井上財政課長** 御指摘のとおりでございます。
- 青木利幸委員** 執行後の残高というのは幾らぐらいになるでしょうか。
- 井上財政課長** 当初予算の繰入れ後の残高でございますけれども、約21億円となります。
- 花岡健太委員** 先ほど、財政調整基金を意識的に繰入れしなかったというようなことをおっしゃっていたと思うんですけれども、そうなってくると、令和6年度に比べて、財調を充たしなかった何かしらの事業があるのかなというふうに思うんですけれども、こういった事業に関して、そういった意識をされたのでしょうか。
- 井上財政課長** 財政調整基金につきましては、いわゆる貯金ということでございまして、予算編成の際には、来年度必要な歳出の適正化を進めて、歳入についてもこれだけ見込めるであろうという金額を見込んでおります。それでもなお足りない部分につきましては、貯金である財政調整基金のほうから繰入れをして、収支の均衡を図ったものでございまして、結果として53億円の繰入れを行って、予算を組んだところでございます。
- 花岡健太委員** 歳出のときに、先ほど財政調整基金の繰入れを意識的にしなかったというようなことをおっしゃっていたので、多分歳出の段階で何かしらの事業に関して、ここは令和6年度に比べて抑えようとか、そういった何かしらの考えがあったのかなと思っていて、

その考えをちょっと教えていただきたいという質疑だったんですが。

○井上財政課長 意図的に残そうということではなくて、予算編成を進めていく中で、残していきたいというような気持ちで予算を組んでいったということでございます。ですので、どこの経費を削ってというようなところでの考えで進めていたものではございませんで、令和7年度に必要な経費を漏れなく見込んだということでございます。

○花岡健太委員 残していきたいという考えがあったということは、積算するときに何かしら考えがあったと思うんですね。結果的にこういうふうになりましたという答弁だったと思うんですけども、残していきたいという思いがあったんですね。だから、何かしらのそういう方向性があったということですよ、予算に関して。

○当麻財務部長 先日、議案質疑の際にも申し上げたかもしれませんが、財政調整基金というのは市の貯金という側面もありますし、危機管理的な、リスクに備えるといった側面もございまして、ある程度の水準は残さなければいけないという考えの下、予算編成を行い、今年度はこのような水準に至ったということでございます。したがって、個別の費用につきまして、これは財政調整基金を充当する、しないというような意識の下で、事務を進めていたわけではございませんというのが、今の財政課長の答弁の趣旨かと思えます。

○中 毅志委員 そうすると、危機管理にもやはり通じなければいけないというところで、財調を残していきたいというその気持ちがあるかなと思うんですが、たしか今年度が12億円という御答弁があって、来年度が21億円という数字が出てくるんだけど、12億円と21億円で約9億円違うんですけども、その辺の考え方の乖離は、危機的なものに充てるに当たっては、9億円というのはそれほどの差ではないというふうな感覚なのか、大きい差の感覚なのか。それによって、どれだけそれを積み残しておいたほうがいいのかと、多分気持ち的にもなるかなと思うんですけども、その辺の考え方。

6年度は12億円が残ったけれども、今年度は21億円という数字が出ていますので、約倍なんでね。その辺の考え方だけ、もしよろしければお示しいただけますか。

○井上財政課長 財政調整基金につきましては、いわゆる市の貯金ということでございます。不測の事態に備えての貯金という側面もございまして、将来的にどんな財政需要が見込まれるかというのは不透明な部分もございまして、財政調整基金につきましては、あったほうがいいのかというのが現実的な話として捉えているところでございまして、20億円が多いのか少ないかということで申し上げますと、標準財政規模の5%という方もいらっしゃる、10%という方もいらっしゃいます。この金額が多いか少ないかというのはなかなか難しい部分はございますけれども、できるだけ将来の財政需要に備えて残していきたいという気持ちはございます。

○赤川洋二委員 予算書58ページの施設整備基金繰入金、道路整備基金繰入金、そして中心

市街地再開発整備基金繰入金やいろんな繰入金がかなり減額ということなんですけれども、この段階でこれだけ減額した理由と、先ほどから財調の話も出ていますが、それとの関係もあるのかなという感じがしたので、その辺についてお願いします。

○井上財政課長 基金につきましては、財源の調整の中で繰入れを行っているところですが、歳出の内容によりまして、基金が使えるものですか、借金ができるものなどございますので、そういった兼ね合いで、結果として基金の繰入れがこの金額になったというものでございます。財政調整基金についても同様で、歳出に合わせた財源を見込んでいく中で、結果としてこのような財源配分とさせていただいたものでございます。

○青木利幸委員 9道路整備基金繰入金ですが、この残額を教えてください。

○井上財政課長 繰入れ後の残高見込みでございますけれども、約1億1,800万円でございます。

○花岡健太委員 63ページ、1点だけなんですけれども、デジタル基盤改革支援補助金なんですけれども、これって庁舎内とかのWi-Fiの設置とかにも使えますよね。公共施設のWi-Fi設置とかにも使えるやつですよね。

○井上財政課長 こちらのデジタル基盤改革支援補助金でございますが、標準準拠システムへの移行に関する経費について補助が出るものと認識しております。

○荻野泰男委員 69ページの一番下、臨時財政対策債なんですけれども、今回、地方交付税が4億円増額された一方で、臨財債が3億円からゼロになったということなんですけれども、これは議案質疑もあったかなと思うんですが、改めてその経緯について確認させてください。

○井上財政課長 臨時財政対策債につきましては、来年度、国のほうの方針で新規発行はしないということで通知が来ておりましたので、今回の予算では臨時財政対策債のほうは予算として見込んでおりません。

○荻野泰男委員 そうすると、令和8年度以降というのも同じ方針でいきそうな見通しなんですか。

○井上財政課長 まずは、令和7年度はということで聞いておりますので、状況が変われば、また発行ということにもなるかなというふうに見込んでおります。

○花岡健太委員 今、情勢的に利払いみたいなのが増えているのかなというふう思うんですけども、その推移みたいなのってお示しできませんか。

○井上財政課長 借入れに関しての利率の関係でございますけれども、現在までの市債の残高に対しまして、単純に平均しますと大体0.5弱ぐらいの利率で借入れをしてきております。借りる先によりまして利率というのは変動するんですけども、今後は利率の上昇が見込まれますので、その辺、どのくらいまで上がるというのはなかなか見込めない部分ではございますが、少し余裕を見て予算のほうを計上しているところでございます。

- 花岡健太委員 具体的な数値は、今は示せないという感じですよ。
- 井上財政課長 確認なのですが、利率のお話でよろしいですか。
- 花岡健太委員 払う金額がどういうふうになるのかなみたい。
- 井上財政課長 来年度、見込んでいる利子といたしましては、歳出予算説明書でいいますと281ページになりますが、公債費の利子ということで、合計で3億667万3,000円を見込んでおります。

前年度の金額につきましては、2億513万2,000円で見込んだところでございます。それ以前の金額については、現在数値のほうを持っておりません。

- 赤川洋二委員 今、国会の衆議院の予算委員会で予算の修正が行われていまして、最終段階ということで、土壇場で103万円の壁の話と、これが160万円という話も出ておまして、たしか12月定例会の一般質問で、たしか斎藤議員もやられていたと思うんですけども、もしそういうふうになったときの市の影響ですね、この令和7年度の一般会計に与える影響ですね。

多分、シミュレーションで幾らのとき幾らという形で出ていたと思うんですけどもね、160万円という話になったとき、どのぐらいの影響なんでしたっけ。

- 橋本市民税課長 昨年の12月定例会での斎藤議員からの質問の中で、116万円、128万円、140万円、178万円という形でのそれぞれの市民税の減税額というものの質問がありまして、そのとき116万円では約13億円、128万円では約24億円、140万円では約35億円、178万円では約65億円と試算しておりますというふうに答弁しました。

- 赤川洋二委員 ありがとうございます。

それで、国が真水で手当してくれればいいんでしょうけれども、そうじゃなかった場合、当面としてこの7年度予算において、どういう対応をしようと考えているんですかね。それも多分聞かれていたと思いますけれども。

- 橋本市民税課長 市県民税に対する影響というのは、令和8年度から影響がありますので、令和7年度の予算には影響は与えないと、一切ないということでございます。

- 赤川洋二委員 令和7年度予算には一切影響はないということですかね。

- 橋本市民税課長 そのとおりでございます。

- 荻野泰男委員 先ほど、井上課長の御答弁の中で、昨年の予算委員会の付帯決議も受け止めたというようなお話があったんですけども、恐らくそのことについては、健全財政の継続的な維持というような部分かなと思うんですけども、あと2つ、付帯決議に入っていて、1つは市民全体に配慮した予算編成ということと、もう一つが適正な受益者負担を考慮ということを書かれていたんですけども、この辺、何か意識して実際に反映された部分があれば、お聞かせいただきたいんですが。

○井上財政課長　　予算編成におきまして、事業の選択の過程ですとか、予算査定の中で意識して行ったということをごさいますして、具体的にはというとなかなか難しい部分はごさいますすけれども、そういった配慮をしながら進めたところをごさいます。

加えて、適正な受益者負担の観点をごさいますすけれども、目下の社会経済状況を踏まえまして、現在、庁内で手数料ですとか使用料などの金額が適正な金額になるよう、まずは庁内で見直しの検討を進めているところをごさいます。

○矢作いづみ委員長　　以上で財務部所管部分の質疑を終了いたします。

以上で議案第9号の質疑を終結いたします。

意見、採決を保留いたします。

それでは、ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

休　　憩（午前10時16分）

再　　開（午前10時30分）

○矢作いづみ委員長　　再開いたします。

○議案第18号 令和7年度所沢市病院事業会計予算

○矢作いづみ委員長 これより議案第18号「令和7年度所沢市病院事業会計予算」を議題といたします。

○大館隆行委員 医師が10人なんですけれども、いつも足りないとか、ちょっと足りなかったとかあったと思うんですけれども、この辺は全然問題ないか。

○粕谷総務課長 医師につきましては、令和6年度、内科の医師4名、小児科の医師3名で運営しておりました。しかしながら、理想としましては内科医4名、小児科医4名が理想でございますので、今年度につきましては、小児科については1名欠員ということで、ちょっと足りない部分があったかなというふうには思っております。

○花岡健太委員 ほかの課で、産業医を増やすような予算が積算されていたと思うんですけれども、今まで医療センターの医師がやられていたけれども、別のところへ委託するようになったと思うんですね。その辺について、医療センターの増員ではできなかった理由についてちょっとお示してください。

○粕谷総務課長 医療センターの医師のうち、産業医の資格を持っている医師につきましては、内科医に1名、小児科医に1名おります。医療センター内の安全衛生委員会等については、内科医のほうを担当しております、あと市役所の月に1回の長時間労働の方の面談なんかにつきましては、小児科医のほうを担当しております。

ただ、市の市長部局でありますとか、その他出先機関の産業医を兼ねることにつきましては、診療の都合上、なかなか時間的に難しいものがありまして、外部のほうに委託するに至ったと考えております。

○大館隆行委員 今、マイナ保険証になって、カルテとかを患者が希望すればほかの病院とかで見られるような形になりますけれども、この電子カルテシステムというのは、そういうのを踏まえたものになるわけでしょうか。

○粕谷総務課長 今現在は、医療センターと他の医療機関との間のカルテの閲覧についてはお互いに見られる状態にはありません。しかしながら、今後の医療情報システムの更新ですとか、マイナ保険証の普及によって、お互いに見られる状況になるということは可能性として十分考えています。

○大館隆行委員 その可能性としては、いつ頃とか、そういうのはあるんでしょうか。

○粕谷総務課長 今の段階では、ちょっとまだ申し上げられるような状況ではございません。

○花岡健太委員 重要な資産の取得、医療情報システム（電子カルテ）1式を購入されるということなんですけれども、これのメリットなどを教えていただきたいです。

○粕谷総務課長 今使っている医療情報システムにつきましては、平成25年に更新しまして、途中ハードの入替えを行いまして、現在に至っているような状況です。システムも老朽化し

ておりまして、この令和7年度にシステムを更新するわけですが、医療センターにつきましては、今現在、電子カルテが入っておりません。紙カルテで運用しているものですから、今回の医療情報システムの更新によりまして、電子カルテを導入して、診療の効率化ですとか、会計の待ち時間の短縮等、そういったことが実現できればというふうに考えております。

○花岡健太委員　具体的に効果はどれぐらいあるのか、指標としてはあたりするんですかね。

○粕谷総務課長　更新費用につきましては、特に前回から増えたとか、減ったとかというのはないんですけども、電子カルテによりまして紙を使わなくなりますので、年間500万円ぐらいの紙の製本費が圧縮できるというふうに考えております。

○大舘隆行委員　この電子カルテシステムは、今までの紙も電子カルテに取り込んで運営するという形よろしいですか。

○粕谷総務課長　今の紙カルテをスキャナーで読んで電子カルテに読み込ませることは、大きな業務量が発生しまして、費用も相当かかりますので、当面3年間ぐらいは診療のたびに紙カルテを診察室に用意しまして、ドクターが紙カルテの以前の診療情報を見ながら、新しい情報を電子カルテに書き込んでいくというようなことで運用を考えております。

○青木利幸委員　電子カルテのことなんですけれども、例えば看護師とか、そういった方で電子カルテを使えないという方も結構いるんじゃないかなというふうに思っているんですよ。看護師が35人となっていますけれども、年齢構成というのはちょっと分からないんですけども、我々の年代ぐらいになっている看護師って、今までずっと紙カルテでやってきて、実際に電子カルテに移行することによって、使い方が理解できない看護師って結構いらっしゃるという話を聞いたことがあるんですよ。

その辺の対応とか、どういったことを考えて効率よく使っていけるのか。確かに、電子カルテになって効率よくなると思うんですよ。そういった紙の経費削減もできると思うんですが、実際使うような方で使えないという方も結構いらっしゃるんじゃないかなということをお慮しているんですけども、その辺、どういったお考えがあるのか、お伺いします。

○粕谷総務課長　現在、電子カルテは使っておりませんが、オーダリングシステムというのが入っておりまして、日頃から看護師もそのシステムには慣れた状況にあります。今回、システムの導入に当たりましては、仕様書に導入業者がしっかりその辺の看護師、医療スタッフにサポート、いわゆる指導をするようなことをちゃんと仕様のほうに設けておりますので、その辺については、どの医療スタッフも電子カルテ、オーダリングシステム等を使用できるような状況は、こちら体制は整えていきたいというふうに考えております。

○花岡健太委員　先ほどの答弁の中で、現状ある電子じゃないカルテを医師が持っていて、順次電子カルテに書き込んでいくというような作業を、この二、三年間でやるというふうに

おっしゃっていたと認識しているんですけども、その場合、多分若い人とかだと、結構二、三年病院に行かない方、元気な方とかだとあまり病院に行かない方も出てくると思うんですね。そういった場合、二、三年で紙のカルテを置かなくなってしまうわけなんだけれども、そこに関しては大丈夫なんでしょうか。

○粕谷総務課長 先ほどの答弁をもう一度申し上げます。

過去の診療の記録については、新しい電子カルテのほうには書き込みはしません。あくまでも医師は、以前の診療情報を見るときは、紙カルテを見て確認をします。その診察日以降の記録について、電子カルテに入力していきます。過去の記録につきましては、カルテの保存期間は5年間と決まっておりますので、5年間は過去の診療記録を紙カルテで見ることができますけれども、診療しない期間が5年以上空いてしまいますと、もうそれは廃棄処分となりますので、見るができなくなります。

○荻野泰男委員 紙のカルテは保存期間が5年というお話だったんですけども、電子カルテはこれからどうなんですか。5年たつと、やっぱりデータを消しちゃうんですか。

○粕谷総務課長 電子カルテにつきましても、5年間診療をされなかった方については、5年間で廃棄してもいいというふうに決まっております。

○荻野泰男委員 決まっているけれども、実際の対応としてはどうされる予定なんでしょうか。

○粕谷総務課長 5年間で廃棄してもいいということになってはいますが、通常すぐには廃棄しないことが多いような気がします。

○大久保竜一委員 先ほどに関連して、オーダリングシステムという話が出たんですけども、導入業者とシステム名、差し支えなければ何でもいいですか。

○粕谷総務課長 システム全体の導入業者としましては、株式会社レオクランといいます。医療情報システムの心臓部に当たりますけれども、オーダリングシステムというのがその中心になりまして、そのシステムのメーカーについては、株式会社シーエスアイといまして、ソフトウェアの名称はMI・RA・I sといいます。

○大久保竜一委員 今回入れる電子カルテは、想定している業者は同じになるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○粕谷総務課長 今回の導入業者につきましては、プロポーザルを予定しておりまして、直接電子カルテを持っているメーカーを扱っている代理店を導入業者として、費用の効率化を図ることを考えております。

○花岡健太委員 先ほどの電子カルテ導入に際して、今のスタッフの方が対応できるかといった話があったと思うんですけども、それに関して、先ほどおっしゃっていたオーダリングシステムが、もう既にシステムとしてはそういうのをやっていますよというふうなことが

あったと思うんですね。

だけど、業務としては結構違うものなのかな。タブレットを使うのか分からないんだけど、そういうシステムを使っているから大丈夫みたいな、そういうふうにはならないのかなと思っていて、確認なんですけれども、電子カルテを導入するに際して、現場の声というのは何か出ていたりするのでしょうか。

○粕谷総務課長 医師をはじめ、医療スタッフからは、やはり早く導入してほしいという声が多いです。

○赤川洋二委員 市民医療センター再整備事業ですね。これから設計に入るんですけども、今までの基本構想とか計画とか、いろいろ市民も意見を言える場があったと思うんですけども、今回まとまった、我々が先日全員協議会室で受けた計画の中で、市民の意見が反映された部分というのはあるんですか。

それとあと、あのときに任意の市民の説明会を開くようなことも言っていましたけれども、あれはやったんですか。もしやったとしたら、どういう意見が出たのかお願いいたします。

○武政総務課主幹 まず、これまでの市民のニーズの拾い方なんですけど、令和3年度に再整備基本構想の策定をしまして、その中で市民アンケートを取っております。市民医療センターに必要な医療機能のアンケートを取りまして、その中では、小児の初期救急、急患診療ですね、あとは人間ドック等の健康健診部門を継続してほしいという声をいただいております。

その後、再整備基本計画、令和4年度、5年度に策定を行いまして、その中で、近隣住民説明会、松井地区の住民説明会、市民全体の住民説明会を行いました。令和6年度に入りまして、今、再整備の基本設計を行っているところです。先月、2月21日金曜日と22日の土曜日に保健センターのホールで説明会を行いまして、41名の方に御出席いただきました。主な質疑内容としましては、工事中の騒音や振動に対する心配、工事車両の動線、高木が植わっていますので、落葉に対する対応ということで、できれば落葉樹伐採をしてほしいという要望などがございました。再整備事業全体への反対意見というのは、特にございませんでした。

○赤川洋二委員 それと、この間全協で説明があったんですけども、今回は市民医療センターということで、病院ではなくてセンターにするという理由を説明されていましたが、市民からはそういう病院にしてくれみたいな要望ってなかったんですか。

○武政総務課主幹 昨年、再整備基本計画のパブリックコメントを実施した際に、名称の変更、所沢市として子供の医療を前面に打ち出すのであれば、子供といった文言を名称に入れたほうがいいのかという御指摘はいただきました。

再整備で新病院の開院が令和10年度中を予定しておりますので、名称を変更するかどうかはこれから検討したいと考えております。

○矢作いづみ委員長　以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

○斎藤由紀委員　至誠自民クラブを代表しまして、議案第18号「令和7年度所沢市病院事業会計予算」について、賛成の立場から意見を申し上げます。

市民医療センター再整備事業ですが、令和6年度は再整備工事設計、事業者選定、基本設計が済み、令和7年度はいよいよ実施設計に入り、令和12年度までに完了を予定しているということが分かりました。新たな市民医療センターは、看護師さんの目が行き届きやすいような病室になっているということもお聞きし、市民医療センターを利用される方が安心して治療を受けられるよう要望いたします。

実施設計の作成は進んでいることと思いますが、パブリックコメントの意見など、市民の声を反映させ進めていただくよう要望し、賛成の意見とさせていただきます。

○矢作いづみ委員長　以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

御異議なしと認め、議案第18号は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

休　　憩（午前10時56分）

再　　開（午前10時58分）

○矢作いづみ委員長　再開いたします。

## ○議案第16号 令和7年度所沢市水道事業会計予算

○矢作いづみ委員長 これより、議案第16号「令和7年度所沢市水道事業会計予算」を議題といたします。

○大久保竜一委員 12ページの19手数料、管網管理クラウドシステム初期構築費用に関連して、議案資料175ページになります。

こちらの、先日2月24日に松が丘のほうで発生した漏水で、報告書を拝見しまして、市民より漏水の通報があったのが13時46分、給水管理課長が現場に出動したのが14時35分ということで、49分間かかっていまして、これでも早いのかなと、個人的には駆けつけていただいたのかなという印象はあるんですが、このシステムを使うことで、こういう時間がさらに短縮できるということでしょうか。

○坂野給水管理課長 これまで管網データというのは職場のパソコンでのみの確認でありましたことから、緊急時に、職場に行って漏水箇所、断水軒数、濁水予測範囲、こちら等を職場のパソコンで予測して、印刷して、それを持参して現場に向かうという、そういう手順になっておるんですけれども、このクラウドシステム導入によりまして、私が例えば自宅にいながらそれらの予測が可能になりますので、その事象に対応する職員の招集であるとか、現場に到着する時間、こちらがかなり短縮されると予想できます。

○花岡健太委員 参考に、どのぐらい短縮されるんでしょうか。今回は、松が丘の場合、49分かかったと思うんですけども、ざっくりでいいんですけども、どのぐらい短縮されるのかというのをお示してください。

○坂野給水管理課長 タイムトライアルというわけにはいかないんですけども、来て、開いて確認で、そうですね、最低でもやっぱり30分程度はかかりますので、そちらが短縮できるかなと想定しております。

○花岡健太委員 重要な資産の取得として給水車を積算されているんですけども、今回更新が必要になったのかなとは思いますが、理由と、今まで買っていたものと同じという認識でよろしいですか。

○坂野給水管理課長 今回購入する給水車は、平成6年度購入の給水車、2トン車になりまして、加圧するポンプが故障したために買換えを行うものでございます。こちらの修繕部品がもう市場に出回っていないということでございますので、買換えになります。

今回買換えなんですけれども、給水車2トン車から1トン車に買換えになります。こちらは、平成29年3月以降に普通免許を取得した20代、30代の職員でも運転できるように、2トン車から1トン車に容量変更をしております。

○花岡健太委員 給水量が変わるというようなことだと思っただけですけども、それで業務に何かしらの支障とかは出たりするのでしょうか。

- 坂野給水管理課長 当局は給水車4台保有しておりまして、3.8トン車1台、3.4トン車1台、2トン車1台、そして今度購入するのが1トン車ですね。それぞれ断水の規模によって使い分けておりまして、特に不都合はございません。
- 大館隆行委員 この給水車というのは、常に水はいっぱいにしておくんでしょうか。
- 坂野給水管理課長 給水車というのは、通常空の状態で局の車庫に保管しております。応急給水が必要なときに、浄水場に応急給水塔というのがありまして、そこから即座に給水しまして、お客様のところに給水するというような作業になっております。
- 大館隆行委員 ちなみに、1トン水を給水するのに何分ぐらいかかるんですか。
- 坂野給水管理課長 おおよそ、5分もかからないかなと思っております。
- 花岡健太委員 先日、松が丘で上水道の破裂が起きたと思うんだけど、これに関して、当初予算では多分、修繕の費用とかでも先に積算されておるのかなとは思いますが、補正とかは今後されるんですか。
- 坂野給水管理課長 毎年給水費の修繕費という形で計上しておりますので、そちらの費用で修繕した形になります。
- 花岡健太委員 補正は出てこないということですか。
- 坂野給水管理課長 そのとおりでございます。
- 花岡健太委員 出てくる水は大丈夫になったみたいな通知はいただいたんですけど、その後の対応のほうはどうですかね。地元からどういった声が出ていますか。
- 坂野給水管理課長 今回、漏水事故対応について、マスコミ12者から電話取材とか、複数の他の水道事業者から問合せがありまして、その中で、マスコミからは、八潮市の下水道管破損に伴う陥没事故であったり、2週間前に起こった千葉県大網白里市ですか、こちらのほうで住宅に被害があるような漏水事故があったんですけども、それに比べ、所沢市は早急に対応していただいて半日で済んだということで、とてもすばらしいというようなお褒めの言葉をいただきました。
- そのほか、神奈川県企業局からは、休日にもかかわらず多くの職員が早期に対応できたということで、そういった緊急時の体制ですか、こちらを参考にさせてくださいというのがありました。
- 花岡健太委員 所沢市がすごくすばらしい対応をされたというのを、私もニュースで見ただけですけども、要因として何かあるんですか。
- 坂野給水管理課長 我々なんですけれども、普段からライフラインを預かる者として、上下水道事業管理者、上下水道局長より突発的に起こる事象に対して、適切なトリアージといたしますか、優先順ですね、人員の配置の指導を受けておりますので、今回も事故の発生が休日であったんですけども、人や住宅の被害防止を第一に、職員が早期な、迅速な対応に

努めました。

- 亀山恭子委員** 7年度の水道管工事予定箇所というところで26件入っているんですけども、その中に松が丘のところも入っているんですが、一覧表になっているものは、このところと同じぐらいの年数がたっているのかお伺いいたします。
- 古澤水道建設課長** 今回、この工事箇所として25件予定しているんですけども、それぞれ今回の松が丘と同じぐらいの年数がたっているもので、今回の事故が昭和54年なんですけれども、今回更新するものが昭和59年までのもの、昭和52年から59年までに敷設された水道管の更新を予定しているところでございます。
- 亀山恭子委員** ちょっと余計なことかもしれませんが、今回こういったことがあったということで、ここに掲げている場所もそういう可能性はあるということでしょうか。
- 古澤水道建設課長** 可能性ということで申し上げますと、ゼロではないということです。
- 花岡健太委員** 今回の予算で、そういった可能性があるのはゼロではないと言われた箇所に関して、どういった対応が取られるのでしょうか。
- 古澤水道建設課長** 今回に限らずなんですけれども、これまでも、もちろん耐用年数が40年過ぎている管は優先的に更新の対象にしておりました。ただ、40年を過ぎた管以外でも、例えば、地震の災害などによって地盤が緩いような場所、それから今回のように漏水の実績がある場所、そういうところは、これまでも優先的に更新対象としておりましたし、これからも、今回の事故のような場所というのは最優先で予定箇所として選定していくことを考えております。
- 青木利幸委員** 今回、一応漏水事故というんですか、我々漏水というと、ちょろちょろっと漏れるようなイメージなんですけれども、映像なんかを見ますと、ばーっと噴き出しているわけじゃないですか。あれでも漏水なのかな。漏水の定義というか、何となく漏水じゃないような、破裂事故みたいな感じなんですけれども、やっぱりあれも漏水というんですかね。
- 坂野給水管理課長** あれも漏水ですね。通常、所沢市、毎年200件ほど漏水事故というのがあります。そのうち、いわゆる本管と呼ばれている太い管ですね、こちらの事故が10件未満ございまして、今回の松が丘のは本管の漏水事故となります。
- 中 毅志委員** 年間200件漏水件数があつて、本管ですから、この間のような結構太い管になるかと思うんですけども、その10件は被害があるかどうか、あと、その漏水を発見するというんでしょうか、市民からの通報だったのか、職員の方が巡回していて発見されたとか、その辺を教えてくださいませんか。
- 坂野給水管理課長** まず、漏水の発見なんですけれども、浄水場で排水量の感知を常にしておりまして、今回の例ですと、松が丘地区、南部浄水場からなんですけれども、通常時間当たり300立米の排水量のところを、突然、通報があつたのは13時46分なんですけれども、

13時30分に私のところに異常排水量が出ているという一報が入りまして、私はすぐ、即座に南部浄水場ですね、西武園競輪のそばにある浄水場なんですけれども、あそこら辺の排水区域のどこかが破裂したと推理しまして、運転監視業務委託者にその区域をパトロールしてくれという指令を出しました。その後、そうこうしているうちに、水道局の警備室から、市民の方から松が丘で10メートルを超える水柱が立っているという連絡を受けまして、すぐ現場に急行した状況となっています。

○花岡健太委員　先ほど年間200件の上水の事故があつて、本管は10件というようなことをおっしゃっていたと思うんだけど、今回あれだけの規模になってしまったというのは、なかなかないことかなと思っております、歳出で今後修繕も入ってくると思うんだけど、その分析というか、どうしてあれほどの規模になったのかについては分析されているのでしょうか。

○坂野給水管理課長　やっぱり管の経年劣化が、こちらが第一条件でして、あとは、その水道管が埋設されている土壌とか、あと浄水場から送っている水圧、こちらのいろんな条件を加味して、今回のような事故が起きてしまったんだとは分析しております。

今後も水道建設課とか局内で情報共有しまして、そちらの老朽管の早期の修繕計画とかを考えております。

○矢作いづみ委員長　以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

○斎藤由紀委員　議案第16号「令和7年度所沢市水道事業会計予算」について、至誠自民クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。

1月28日に八潮市で発生しました大規模な道路陥没は、下水道管の破裂による事故でした。また、当市では、2月24日に松が丘地区において水道管漏水事故が発生しました。13時46分の市民の方からの通報に対し、15時に漏水管の特定、仕切弁を締める、17時、断水地区19戸に対して給水車にて給水開始、20時、排水管修繕開始、22時20分、修繕完了、1時8分、濁り水もほぼ解消という経過でした。事故発生時の早期対応について感謝申し上げます。

ただ、該当の水道管は、敷設から46年経過しており、2025年度に交換予定だったと伺っておりますが、同時期に敷設した水道管についても危惧しております。その点を留意し、市民生活において大変重要なライフラインである水の安定供給、整備管理体制の強化を求めて、賛成の意見とさせていただきます。

○矢作いづみ委員長　以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

御異議なしと認め、議案第16号は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第17号 令和7年度所沢市下水道事業会計予算

○矢作いづみ委員長 次に、議案第17号「令和7年度所沢市下水道事業会計予算」を議題といたします。

○花岡健太委員 53ページの18委託料のウォーターPPP導入可能性調査業務委託なんですけれども、まずこの業務の説明なんですけれども、官民連携で行うということなんですけれども、どれぐらいの規模を民間に、どういった業務の分担になるのでしょうか。

○加藤下水道維持担当参事 来年度予定しておりますウォーターPPP導入可能性調査業務委託につきましては、導入可能性調査というものを進める予定です。

規模についてなんですけど、来年度行う導入可能性調査の中で決めていくことになるんですけども、今想定しているのは、所沢市内の全域の下水道施設ですね、管路、ポンプについて、維持管理、それと更新についてを想定しています。

○花岡健太委員 その維持管理、更新というふうにおっしゃられていたと思うんですけども、今職員がやられている維持管理、更新というのを全て委託してしまうという、そういった認識でよろしいのでしょうか。

○加藤下水道維持担当参事 先ほどお答えしましたとおり、来年度の導入可能性調査の中で決めていくことになるんですけども、全てをウォーターPPPの中を含めるところまでは想定しておりません。

○花岡健太委員 全てではないということなんですけれども、これから決めていくことなので、ここは分からないのかなと思うんですけども、今それぞれ何人いて、それで何割ぐらい委託するのかなというのを、分かる範囲でお示してください。

○加藤下水道維持担当参事 今想定しているのは、ウォーターPPPのレベル3.5というところを想定しているんですけども、そのレベル3.5の中にも、更新支援型というタイプと更新実施型というタイプがあります。更新支援型については、更新工事は直営でそのまま残すという、そういう立てつけなんですけれども、それを取れば、更新工事についてはそのまま残る形で、更新実施型だと工事自体もウォーターPPPの業務の中に入りますんで、それだと残らない形になります。そのどちらを選ぶかについては、先ほど述べたとおり、来年度の導入可能性調査の中で決めていくということになります。

○花岡健太委員 更新実施型になると、もう全部委託してしまうのかなって、私の認識はそうなんですけれども、まずそこが1点なんですけれども、先ほど上水道が松が丘で破裂したときに、職員が迅速に対応されたとおっしゃっておられたと思うんですね。なので、全部委託してしまうことによって、そういった事故が起きたときに、迅速さというのが後退してしまうのではないかなと思うんですけども、その辺はどう分析されておられるのでしょうか。

○加藤下水道維持担当参事 まず初めに、更新実施型をした場合、100%全部維持管理と更

新の部分について、全てウォーターPPPの中に入るかということなんですけれども、それも、例えば修繕の中のマンホールの修繕だけ直営で残すとか、そういうこともできますので、そういう考え方からいきますと、今の時点で100%全てというわけではございません。

それともう一つ、何か事故が発生した場合、直営のほうが迅速に行けるかどうかということなんですけれども、我々、先進市のいわき市のほうに視察には行っています。そのいわき市のほうでは、修繕とかその辺は包括委託の中に入っているんですけれども、その中で、例えば、チャットなんかを使って、業者が連携しながら修繕の現場に向かう、そういうやり方を包括委託の中でしていると。それだと、今までの直営より迅速に対応できているというのも聞いていますので、ウォーターPPPを導入するに当たりましては、事故とかの対応についても研究しながら、どういうウォーターPPPの立てつけにするか、もし導入することになったら、研究しながら進めていこうと考えています。

○花岡健太委員　確認なんですけれども、今後調査をされるということで、例えば、八潮市というのは、このウォーターPPPを導入されておるのでしょうか。

○加藤下水道維持担当参事　八潮市がウォーターPPPを導入しているかどうかというのは聞いていませんが、恐らくしていないと思います。

○花岡健太委員　先日埼玉県知事が、国に対して要望をされておるんですね、このウォーターPPPに関して。「現在、国が推進しているウォーターPPPについては、インフラの長期にわたる更新の目途がつくまでは慎重に検討していただくようお願いいたします。また、下水道に対する国の財政支援については、ウォーターPPPを前提条件としない制度設計を再考いただくようお願いいたします。加えて、今後の流域下水道の在り方について検討を進めていただくようお願いいたします。」とウォーターPPPに対して慎重な意見が出されておられるんですけども、その辺は、今回この調査をするに当たって、どのように考えられておられるのでしょうか。

○加藤下水道維持担当参事　大野知事がそのようなことをSNSで発信しているのは確認しています。どういう意図で述べているのかはちょっと分からないんですけれども、我々としては、今の段階でウォーターPPPを導入するに当たって、今後更新しないといけない下水道管がどんどんどんどん増えていくと。その問題に対して、どのように解決していくか、その手段の1つとしてウォーターPPPがありまして、それは検討するに値するものだというふうには考えています。

○花岡健太委員　そうですね。そのようにウォーターPPPの名目上になっておるんですけれども、ヒアリングのときも、生産年齢人口が減少することが、このウォーターPPPの導入に対しての1つの要因になっておられるというふうには伺っているんですけども、職員が確保できないことが目的としてあるんですけども、民間企業でも、それは同じことなんじゃない

でしょうか。

○加藤下水道維持担当参事 民間企業でも、恐らく生産人口が減ることによって、携わる人が少なくなるのは想定されますが、今このウォーターPPPの1つの目的として、官民連携というのが大きなメリットといたしますか、今までは官だけで進めていたものを、民の力もお借りして進めようというのは、今後増えていく老朽管に対しての維持管理とか更新についてを、民の力もお借りしながら進めようということになりますので、市の官の力、民の力を、1足す1が2になるのか、それとも、今後生産年齢人口の方が減って行って、0.8足す0.8で1.6になるのか、ちょっと分からないんですけども、官と民が連携することによって問題を解決しましょうというところにあります。

○花岡健太委員 所沢市は、下水道のストックマネジメント計画というのを立てられていると思うんですね。その中で、管の検査だったり、その検査の指標みたいなもの、例えば、20年に一度の頻度で調査を実施するとか、そういったいろんなことを取り決められておられると思うんですけども、ここも検討の中に入ってくるのかなとは思いますが、これは、ウォーターPPPにした場合、実施する事業者と市はどういったふうになっていくんですか。

○加藤下水道維持担当参事 このストックマネジメント計画についても、もしウォーターPPPが導入された場合、計画を立てるのは事業者側になります。それを、ストックマネジメント計画が立ったものについて、市のほうで監視します。

○花岡健太委員 例えば、この上下水道事業というのは、利益が出づらいものだと思うんですね。節水が進んでいくことによって、どんどん厳しくなっていく事業だと思います。そういった中で事業者が利益を上げようとして、例えば、ストックマネジメント計画も事業者が立てると今、おっしゃっておられたと思うんですけども、そういった中で、どんどん検査の基準を緩くしたり、または人件費、一番カットしやすいのは人件費だと思うんですけども、そういう人員をどんどんカットしていく、そういったことが今後起き得るという認識でよろしいでしょうか。

○加藤下水道維持担当参事 契約の仕方によると思います。どんどんウォーターPPPの事業者のほうの仕事を増やして行って、利益を追求して行って、そういう形で維持管理を進めるようにならないような契約の仕方とか、仕様書の書き方とか、そういうふうなのは、もし導入可能性調査の中でウォーターPPPを導入することになった場合は検討していくことになると思います。

○花岡健太委員 つまり、そこをうまく担保できなかつたら、そういう可能性もあり得るということですよ。

もう一点なんですけれども、緊急事態のときに職員が、今回上水道に関しては、土日だったわけなんですけれども、迅速に対応されたということなんですけれども、それを迅速に対応

している法的な根拠、今回下水道がPPPになってしまったときに、委託先の作業員、雇っている方が、そういった迅速な対応をするための法的な根拠というのをお示してください。

○加藤下水道維持担当参事 法的な根拠といいますと、法律としては、迅速に対応するための法律というのは多分ないのかなと思います。担保としては、やっぱりウォーターPPPを契約する上での仕様書の書き方とか契約の仕方とか、そういうところを、事故の対応について煮詰めて契約していく、そういうことになるかと思います。

○花岡健太委員 そうですよ。委託しちゃうと、仕様書の中でそういうことに決まっていくなと思うんです。だけれども、公務員が対応するのは、地方公務員法とかそういうところになってくるんですかね。そこをちょっと、ないというふうにおっしゃっていたが、対応する法的根拠はあると思うんだけど、そこをちょっと伺いたい。

○加藤下水道維持担当参事 委託契約を結ぶんで、例えば、下水道管に穴が空いて、そこが陥没したと。その対応について、陥没した場合、できるだけ迅速に委託業者がその現場に向かって対応するというような契約を結ぶことに、仕様書、もしくは要求水準書の中に書き込んで対応していくことになると思いますので、そこで市の職員が、最終的な責任は経営者である上下水道局が負うことにはなるとは思うんですけども、法的根拠で市の職員が必ず何分以内に行かないといけないというような、そこまで縛られた法律は恐らくないかと思います。

○花岡健太委員 今後検討が進められていくと思うんですけども、ストックマネジメント計画を事業者がつくるって、これ結構、すごく大きな転換だと思うんです。そこに際して、そこが甘くならないようにみたいなのというのは、今上下水道局ではどのように考えられておられますでしょうか。

○加藤下水道維持担当参事 このストックマネジメント計画をウォーターPPPの中に入れる1つの理由として、維持管理をしているところが更新の計画を立てるとするのは、ものすごく自然なことで、逆を言うと、維持管理しているところが更新計画を立てるべきだという、そういう考えの下で、ストックマネジメント計画も併せてウォーターPPPの中に組み込むわけなんですけれども、ストックマネジメント計画をウォーターPPPの事業者が立てて、それを我々のほうでチェックする機能があるんですけども、その辺は、モニタリングという形で、どのようにしていくかというのも、今後の検討課題になるかと思います。

○花岡健太委員 ウォーターPPPの考え方が今分かったんですけども、ストックマネジメント計画を立てる過程で、事業者が利益を追求してチェックを弱める、維持管理の工程をどこかで弱めていく、短縮していくみたいなことはあり得ると思うんです。それに際して、今の話だと、上下水道局がそれを確認すると、そういった工程があるとおっしゃっていたんですけども、その工程の際に、考え方として、現状の水準を絶対に保つという、そういった考え方なんでしょうか。

○加藤下水道維持担当参事　　今の水準というのは、今の更新量をそのまま維持していくのかということだと、今の更新量をそのまま維持していくと、どんどん老朽管が増えていっちょやいますんで、今の更新量よりはどんどん増えていくことになるかと思えます。

○花岡健太委員　　下水道の更新時期があるので、増えていくというのは分かるんですけども、それを加味して適正に判断されるのか、今の判断基準より適正に判断されるのかというところをお聞きしているんですが。

○加藤下水道維持担当参事　　はい、適正に判断してまいります。

○花岡健太委員　　多分この61ページのところだと思うんですけども、今、県で荒川右岸の調査をされておられると思うんですね。その辺をちょっと詳しく、予算にどのぐらい、どういう反映をされるのかという確認をお願いしたいんですけども。

○加藤下水道維持担当参事　　荒川右岸の調査をしているかどうかということでしょうか。

○花岡健太委員　　調査結果も含めて、どのように何か反映されているものがあるのかなというのを確認させていただきたいんですけども。

○加藤下水道維持担当参事　　こちらもちっと確認させてもらいたいんですけども、調査というのは、何の調査だか教えていただけますか。

○花岡健太委員　　チェックで2か所不具合があったというようなことをお聞きしたんですが。

○加藤下水道維持担当参事　　恐らく、八潮市の道路陥没事故を受けて、国のほうから指示された調査だと思うんですけども、荒川右岸のほうで3か所不具合が出たというのは聞いております。そこに対しての修繕とか対策については、県のほうがやることになりますので、こちらの所沢市の下水道事業会計の中には入っておりません。

○荻野泰男委員　　市街化調整区域の下水道整備についてなんですけれども、令和6年度で第1次の事業終わりますよね。それで、令和7年度は1年空くと思うんですけども、そのことによって、例えば、工事の業者に対する影響とかというのは、どのようにお考えなんでしょうか。

○村上下水道整備課長　　令和6年度で第1次市街化調整区域の下水道整備、工事関係が終わります。現在予定しているのは、令和8年度から令和17年度の10か年で、第2次市街化調整区域の下水道整備計画を行うことによって、令和7年度の工事がなくなってしまうというようなお話だと思います。

工事業者については、当然こちら側から発信して周知しているわけではないんですけども、業界の中では確認している事項だと考えています。

例えば、工事量が少なくなってしまうということも考えられますけれども、土木工事の事業に関しては、下水道工事以外にも下水道の修繕工事などもございますし、水道管の工事だとか、あと道路の工事だとか多数ございますので、その中では、総数として減らないという

ふうに考えてございますので、あまり影響はないというふうに考えてございます。

○大館隆行委員　ちょっと聞き漏らしちゃったんですけども、69ページの上新井の雨水貯留施設なんですけれども、これは、雨がどのぐらい降っても対応できるとか、そういうのはあるんでしょうか。

○村上下水道整備課長　上新井の調整池につきましては、容量が約1,400㎡、小学校のプールでいいますと3杯分ぐらいですかね、それぐらいの受け入れられる容量がございます。実際に、雨が降ってどれぐらい受け入れられるかというお話でございまして、小手指の上新井地区につきましては、下水道は合流方式となっております、大体雨量で申し上げますと時間50mmとか、そういったものが耐えられるということで設計はされておりますけれども、今申し上げたとおり合流方式でございまして、そういった生活排水の排水量とかによっても変わるものだと考えております。ですから、具体的な数値は、改めて検証していきたいと考えてございます。

○大館隆行委員　これは、ある程度いっぱいになったら、東川のほうに流すような感じなんですか。

○村上下水道整備課長　東川のほうに直接放流というのはまだしないような状況でございまして、合流管ですので、行政道路に大きな下水管が入ってございまして、それを介して柳瀬の幹線のほうに流れていくような計画でございまして。

○矢作いづみ委員長　以上で質疑を終結いたします。  
意見を求めます。

○花岡健太委員　議案第17号「令和7年度所沢市下水道事業会計予算」なんですが、新年度予算にはウォーターPPP導入可能性調査費が含まれています。国はウォーターPPPの導入を補助金のガイドラインに入れ、半強制的に導入を誘導しています。本来地方行政の事業をどう進めるかは、自治体が主体的に判断すべきではないでしょうか。民間に委ねることにより、市の公共サービスの低下や主体性が守られることが懸念されます。また、災害などの際は、迅速な対応が求められますが、技術職不足では十分な対応が難しくなるのではないのでしょうか。

よって、議案第17号に関しては反対いたします。

○矢作いづみ委員長　以上で意見を終結いたします。  
これより採決いたします。

議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

挙手多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交替のため、暫時休憩いたします。

休 憩（午前11時53分）

再 開（午後1時10分）

○矢作いづみ委員長 再開いたします。

○議案第11号 令和7年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計予算

- 矢作いづみ委員長 これより議案第11号「令和7年度所沢市所沢都市計画事業狭山ヶ丘土地区画整理特別会計予算」を議題といたします。
- 花岡健太委員 今回36ページの委託料、48道路新設工事設計委託料とか31下水道管渠築造工事とか、いろいろ工事費が増えていると思うんですね。それについて、何か進捗があったと思うんですが、それについて説明をお願いします。
- 宮崎狭山ヶ丘区画整理事務所長 進捗についてでございますが、未整備地区の権利者との交渉を行っておりまして、今工事のほうにかかれるような状況になっているところでございます。その未整備地区の工事について行うべく道路新設工事、設計委託を計上させていただいているところでございます。その後、下水道管渠築造工事、道路新設工事などを行っていくものでございます。
- 花岡健太委員 道路整備だったり、その後に下水道の整備をやったりすると思うんですけども、具体的にどういった工事なのかなという説明をお願いします。
- 宮崎狭山ヶ丘区画整理事務所長 未整備地区の工事が、主に道路の工事が残っているところでございますが、あと進捗率で申し上げますと、10%ぐらいの道路整備を行う予定でございまして、7年度については、その一部についての道路工事ということで、未整備地区であった南北に抜ける道路、東西に抜ける道路の整備を行っていくものでございます。
- 中 毅志委員 そうすると、この工事が今年度で終わったとして、その区画整理内の進捗というんでしょうかね、概略でどのぐらいまでパーセンテージがいくのか。
- 宮崎狭山ヶ丘区画整理事務所長 未整備地区の道路延長で申し上げますと、1,700m余りございますが、そのうち500m程度行うことを7年度想定しておりまして、それで道路の舗装の進捗率は90%ぐらいになります。
- 中 毅志委員 そうすると、道路は道路として、あとまだほかに付随した工事とかあると思うんですけども、今回のこの工事が完了した場合に、区画整理全体としての進捗はどのぐらいになりますでしょうかね。
- 宮崎狭山ヶ丘区画整理事務所長 事業費ベースということでお答えしたいと思いますが、総事業費153億9,300万円のうち、87.92%となっております。
- 花岡健太委員 道路は90%で全体は87.9%というのが今分かったんですけども、終わっていないのが多いのは何なんですかね。
- 宮崎狭山ヶ丘区画整理事務所長 7年度の予算ベースで一応お答えさせていただきましたので、8年度以降、残工事がまだ未整備地区に残っているものでございます。
- 花岡健太委員 全体を通して、今回は工事費が結構積算されている理由として、地権者と

の話合いがついたというようなことを先ほどおっしゃっていたと思うんですけども、同時に何件ぐらいの地権者と話合いが行われているんですかね。

○宮崎狭山ヶ丘区画整理事務所長 未整備地区の権利者につきましては、3名の方と交渉を進めております。そのほかのお話でございますけれども、6年度につきましては、仮換地指定を2件行っているものでございます。

○矢作いづみ委員長 以上で質疑を終結いたします。  
意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第11号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

御異議なしと認め、議案第11号は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第12号 令和7年度所沢市所沢都市計画事業所沢駅西口土地区  
画整理特別会計予算

○矢作いづみ委員長 次に、議案第12号「令和7年度所沢市所沢都市計画事業所沢駅西口土  
地区画整理特別会計予算」を議題といたします。

質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。

意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

御異議なしと認め、議案第12号は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休 憩（午後1時21分）

再 開（午後1時23分）

○矢作いづみ委員長 再開いたします。

○議案第10号 令和7年度所沢市交通災害共済特別会計予算

○矢作いづみ委員長 これより議案第10号「令和7年度所沢市交通災害共済特別会計予算」を議題といたします。

質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

質疑なしと認めます。

意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

意見なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

御異議なしと認め、議案第10号は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休 憩（午後1時24分）

再 開（午後1時26分）

○矢作いづみ委員長 再開いたします。

○議案第13号 令和7年度所沢市国民健康保険特別会計予算

○矢作いづみ委員長 これより議案第13号「令和7年度所沢市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

○花岡健太委員 国保に関しては、3か所、標準準拠システムがあるのかなと思うんだけど、これはまず3か所でいいのかなというのと、この業務は何ですか。

○遠藤国民健康保険課主幹 国民健康保険特別会計における標準準拠システムの移行委託料につきましては、その3か所になります。

総務事務費と賦課事務費が国民健康保険課所管分となっておりますが、標準準拠システムに移行するための移行委託料となっております。国保資格システム及び国保給付システム、国保賦課システムの標準化対応事業となっております。

○花岡健太委員 私の認識では、32税系システム使用料ですね。これが多分去年はなかったのかなというふうに思うんだけど、この税系システム使用料というのは、つまり税系システムはガバメントクラウドに移行が終わっているから新しくでき、積算されているということなんでしょうか。

○遠藤国民健康保険課主幹 税系システム使用料につきましては、以前から計上しております。

○花岡健太委員 令和6年度に関しては、国保加入者の減少に伴って、保険税の見込額が少なくなっていたと思うんですね。今回は比較では増額されている。これは保険税の改定があったからだと思うんですけども、その保険税の改定でどれくらい上がったのかというのと、保険加入者が下がったことでどれくらい減ったのかとか、そういうのは細かく変動が分かっていますか。

○遠藤国民健康保険課主幹 保険税に関しましては、まず令和7年度の当初予算現年課税分で合計いたしますと、70億9,200万円ほど計上しております。こちらのほうを被保険者数の見込みで割りますと、1人当たりの保険税額が11万8,000円ほどになります。令和6年度につきましては、現年課税分が63億2,500万円ほどございますが、こちらが6年度の被保険者数で割り返しますと、10万2,500円ほどになりまして、7年度から6年度にかけて約1万5,000円が1人当たりの増額となっているものでございます。

○花岡健太委員 1人当たり1万5,000円の増額ということが分かったんですけども、世帯的にはどうでしょうか。

○遠藤国民健康保険課主幹 1世帯当たりの税額というものは算出しておりません。

○花岡健太委員 確認なんですけれども、保険税が改定されたことによって、1人当たりの負担額が1万5,000円上がったということなんでしょうか。

○遠藤国民健康保険課主幹 委員御案内のとおりでございます。

- 花岡健太委員 73ページのその他一般会計繰入金、これ法定外繰入れなんですけれども、これは今後どういうふうに推移していきますか。これ全部最終的には被保険者の負担になっていくということですよ。
- 遠藤国民健康保険課主幹 埼玉県为国保運営方針に沿って、令和8年度以降は赤字繰入れを行わないということになっておりますので、そのようになっていくかと思われま。
- 赤川洋二委員 国保加入者が減って6万1,700人から5万9,900人ということなんですけれども、7年度において、その中の被保険者の65歳以上の方の占める割合というのは何%なんですか。
- 遠藤国民健康保険課主幹 7年度における65歳以上の方、前期高齢者の方の数の見込みでございますが、2万3,900人を見込んでおります。
- 赤川洋二委員 そうすると、全体で何%になりますかね。
- 遠藤国民健康保険課主幹 被保険者全体の39.9%となります。
- 赤川洋二委員 歳入のほうで繰入金が29億円増えていて、それとあと県の支出金ですよ。確かに被保険者の数が減っていますから、昨年と比べてほとんど変わっていないわけですよ。ただ、これはやはり市としては県の支出金の増額というのを要望とかしてきていると思うんですけども、この県の支出金の額ですね。これについては市としては、ほとんど去年と変わっていないんですけども、これについてはどういうふうに捉えているんですかね。
- 石川国民健康保険課長 県繰入金に関しましては、昨年度とほぼ変わらない状況でございますが、市といたしましては、保険者努力支援制度等の市の努力で獲得できる部分について、今後についても確実に獲得できるように努力していきたいと考えております。
- 赤川洋二委員 努力していくということでしょうけれども、これは昨年と比べて被保険者が減っているの、このぐらいではないということですかね。
- 石川国民健康保険課長 普通交付金に関しましては、保険給付費に関して出るものになりますので、ほぼ変わっていないんですけども、被保険者のほうが減っているのに対しまして、1人当たりの医療費のほうが増えております関係で、ほぼ横ばいという形になっております。
- 亀山恭子委員 108ページの12委託料、51特定健康審査等委託料のところですけども、まずは6年度の予算と7年度、減額になっている理由をお伺いいたします。
- 遠藤国民健康保険課主幹 こちらの委託料につきましては、6年度の予算額が2億2,167万5,000円となっております、7年度につきましては、29万3,000円ほど減額になっております。こちらのほうは、被保険者数の減少に伴うものでございます。
- 亀山恭子委員 封入の52のほうが減額となっていて、55が増額になっている理由をお伺いいたします。

○遠藤国民健康保険課主幹 52封入封緘等業務委託料につきましては、令和6年度より減少をしております。こちらにつきましては、被保険者数の減少に伴うものでございます。

55健診受診勧奨等業務委託料につきましては、6年度より増額となっておりますが、こちらについては、業者からの見積りを徴収したところ、このような積算となっております。

○亀山恭子委員 それでは、特定健康審査の受診率を4年度、5年度、それから6年度、分かるところまで教えていただければと思います。

○遠藤国民健康保険課主幹 特定健診の受診率につきましては、令和4年度が38.4%、令和5年度が39.4%、令和6年度につきましては、まだ数字が出ていないところでございます。

○亀山恭子委員 4年度と5年度にすれば、少しずつ増えているということは分かるんですけども、目標値からすると随分低いかと思うので、受診率を上げる取組等はどのようにお考えなのでしょうか。

○遠藤国民健康保険課主幹 確かに目標値とはまだ乖離している状況でございますので、様々な手法を使って、広報、周知を図ってまいりたいと思っておりますが、広報紙ですとかホームページのほか、ほっとメール、もしくはところバスにおける中吊り広告や各種機関紙等に記事などを掲載しておりますので、今後もそのような工夫をして周知を図ってまいりたいと思います。

○矢作いづみ委員長 以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

○花岡健太委員 議案第13号「令和7年度所沢市国民健康保険特別会計予算」、令和7年度国民健康保険特別会計予算には、昨年12月定例会で条例改正がされた国民健康保険税率改定が反映されております。総額約7億7,600万円の増税となっており、加入者が1,800人減少しているのに、後期高齢者医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護保険納付分が昨年より増額になっています。医療の高度化などの要因があるとはいえ、加入者だけで賄うことは限界ではないでしょうか。社会保険制度での国民健康保険は国によりしっかりと支えられる制度であります。また、1人当たりの負担増も約1万5,000円であることも分かりました。また、ガバメントクラウドに移行する費用も含まれており、こちらの予算には反対とさせていただきます。

○斎藤由紀委員 至誠自民クラブを代表して、議案第13号「令和7年度所沢市国民健康保険特別会計予算」について、賛成の立場から意見を申し上げます。

国民健康保険は低所得者層が多く、保険税収入を増やすことが難しい一方で、高齢者の割合が高く、医療にかかることも多いことに加え、医療の高度化などから、1人当たりの医療費の増加が続いているという構造的な課題があります。国民健康保険は皆保険制度のセーフティーネットとして機能しており、安心して医療を受けていただくために、なくてはならな

い大事な制度だと認識しています。

国民健康保険加入者は令和6年度に比較し、約1,800人減少しています。一般被保険者国民健康保険税は令和7年度740万3,454円、令和6年度と比較すると、76万7,036円の税込増を見込んでいますが、国民健康保険特別会計収支状況を見ると、令和元年度から実質的な収支赤字金額が4,112万4,932円から、令和5年度は9億7,951万7,102円に増加しております。財源が逼迫しているのは明らかです。

限られた財源の中でこの制度を存続させていくためには、皆で支え合う必要があります。市民生活における影響は大きいと考え、激変緩和措置などの対応を検討していただきたいということを申し添えて、苦渋の思いですが、賛成の意見といたします。

**○矢作いづみ委員長** 以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

挙手多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第15号 令和7年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算

○矢作いづみ委員長 次に、議案第15号「令和7年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

○花岡健太委員 56後期高齢者医療システム改修委託料、これは多分ガバメントクラウドに関係するものだと思うんですけども、ほかのものとは書き方が違うんですね。詳しく説明をお願いいたします。

○遠藤国民健康保険課主幹 こちらの改修委託料につきましては、標準化システムの移行が遅れたことに伴う過渡期連携の費用となっております。

○花岡健太委員 何かしらの移行が完了したシステムと後期高齢が間に合わなかったことによって、本来発生しなかったものが発生してしまったということによろしいでしょうか。

もう1点が、この事業に関しては、補助率10分の10のデジタル基盤の交付金が来るのでしょうか。

○遠藤国民健康保険課主幹 御質疑、2つあったかと思いますが、1つ目につきましては、委員御案内のとおりでございます。

2つ目につきましては、デジタル基盤改革支援基金の対象になるというふう聞いております。

○花岡健太委員 後期高齢者医療保険料なんですけれども、これが今回増えている。後期高齢者の保険料に関しては、2年ごとの改定があったとは思いますが、今回額が増えている理由についてお示してください。

○遠藤国民健康保険課主幹 委員御案内のとおり、後期高齢者の保険料につきましては、2年ごとの改定となっております。増えている一番大きな理由といたしましては、被保険者数の増加によるものでございます。

もう1点につきましては、昨年度、保険料の改定があった際に、一部暫定税率で所得割等が抑えられていた部分につきまして、今年度、本則どおりの賦課となっていることから増額となっているものでございます。

○花岡健太委員 改定の際に、暫定税率で算定を行ったというようなことが今分かったんですけども、激変緩和をやらなくなったことによって、令和7年度においては1人当たり平均幾らの負担増になるのでしょうか。

○遠藤国民健康保険課主幹 1人当たりの平均というのは出していませんけれども、おおよそ2,600円から3,600円の増額となる見込みでございます。

○矢作いづみ委員長 以上で質疑を終結いたします。  
意見を求めます。

○花岡健太委員 議案第15号「令和7年度所沢市後期高齢者医療特別会計予算」について、

令和7年度後期高齢者医療保険予算では、保険料改定年度ではありませんけれども、令和6年度の保険料改定に伴う暫定税率として8.42%だった税率を9.03%に引き上げる予算となっています。加入者は1,600人増加ですが、5,504万円の引上げで、2,600円から3,600円の負担増となるのが、先ほどの答弁でも分かりました。

物価高騰の中、後期高齢者医療保険料のさらなる引上げは認められません。また、ガバメントクラウドの移行が間に合わないことによる費用も含まれておりますので、それをもって反対意見とさせていただきます。

○矢作いづみ委員長　以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで説明員交代のため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休　　憩（午後1時55分）

再　　開（午後1時56分）

○矢作いづみ委員長　再開いたします。

#### ○議案第14号 令和7年度所沢市介護保険特別会計予算

- 矢作いづみ委員長 これより議案第14号「令和7年度所沢市介護保険特別会計予算」を議題といたします。
- 花岡健太委員 介護保険に関しては、60標準準拠システム委託料はこれだけだったと思うんですけども、まずそこが正しいですかね。
- 中山介護保険課長 標準準拠システムへの移行委託については、こちらのみになります。
- 花岡健太委員 このシステムとその業務に関しても教えていただけますか。
- 中山介護保険課長 こちらのシステムについては、介護保険システムという名称になっておりまして、資格の管理、給付の管理、認定状況の管理等を行っております。
- 花岡健太委員 33介護保険システム使用料の説明をしていただいてもよろしいですか。
- 中山介護保険課長 こちらの介護保険システム使用料につきましては、標準準拠システムに移行後のシステムの使用料になります。
- 花岡健太委員 その移行後のシステム使用料ということで、これはオンプレでやっていたときと比べて、金額に関してはどういった変化がありましたか。これ3割削減できていますか。
- 中山介護保険課長 現行のシステムだと、月額で約186万円、運用の費用がかかっておりますが、こちら、移行後につきましては、約380万円の金額となっておりますので、2倍程度の増額となっております。
- 赤川洋二委員 介護認定審査会の6年度の実績というか、何回開いたんですかね。それと認定されるまでの時間、今は平均的にどのぐらいかかっているんですかね。
- 中山介護保険課長 審査会の回数でございますが、令和6年度につきましては、3月末までに455回を予定しております。
- 認定結果が出るまでの期間につきましては、直近の把握しているところでは、42.7日ということになっております。
- 赤川洋二委員 市民の中には、やはり認定が下りるまで施設も決まらないという方は結構多いというふうにお聞きしているんですけども、予算的に見ますと、延べ人数でいくと、去年が2,386人、今回2,339人と逆に減っていますよね。その辺の市民のニーズとの関係ですね。あとは、認定については近隣他市との比較もしたことはありますか。
- 中山介護保険課長 委員御指摘の2,339人につきましては、審査会の委員の人数になります。こちらのほうは、前年度より減っているということなんですけれども、審査会の回数を実績に基づいて実施しているものでして、調査の件数とはまた別になりますので、ここが減っているということで、市民のニーズと離れるということではございません。
- 近隣市との状況でございますが、近隣ではなく、比較的当市と人口規模が近いところと比

べますと、川崎市であれば47.5日、草加市で46日、越谷市で54.5日というような結果で、さいたま市だと43日という結果になっております。

○赤川洋二委員 市民というか、家族の方等も含めてなんでしょうけれども、何かそういう審査に対する意見とかは出ていないですかね。

○中山介護保険課長 特にそういった御意見というものはいただいておりません。

○赤川洋二委員 それと、先ほど予算のほうで、確かに予算は同じなんですよね、去年とほとんどね。ただ、人数が減っているということで、そうするとほんの僅かですけども、1人の方に対する負担が増えている。その辺はどういう傾向にあるんでしょうかね。少しでも認定時間を早くするため。これでいいと、所沢市としてはこのままいくということでもいいんですかね。

○中山介護保険課長 こちらの審査会におきましては、大体30件から40件の審査を1合議体で1日やっただいておりますので、その中で調査が終わっているものであれば、できるだけ多く審査のほうをお願いしますし、調査が終わってなければ、1日の審査の件数が減っていくというところで認定結果のほうを出していておりますので、できる限り多くの審査をやっただければと考えております。

○赤川洋二委員 ということは、所沢市としては、少しでも早く審査会の結果が出るように最大限努力していると、そういうことでいいんですか。

○中山介護保険課長 そのとおりでございます。

○中 毅志委員 審査会の日にちですけども、42.7日、こちらについては、できるだけ努力はされているというんですけども、そうすると、その努力に対する日にちの目標設定みたいなものが多分あるかなと思うんですけども、何日ぐらいをめどに努力をされてきているんでしょうか。

○中山介護保険課長 令和5年度の末で40.6日という日数でございましたので、こちらの40.6日というところをまずは目標にはしておりますが、法定の日数というのが30日ということで決められていますので、少しでもそれに近づいていけるように調査のほうは進めていきたいと考えております。

○中 毅志委員 そうすると、たしかこれ、介護保険法ができた当初から30日というのはずっと言われていたと思うんですけども、そこからもう20年以上たっているんですけども、その間の所沢市としての日数を減らす努力、どういったことをまずされていたのか、それを7年度の予算にどう反映をさせようとしていたのか、その辺についてお聞かせいただけますか。

○中山介護保険課長 所沢市としましては、もともとは市の調査員のみ調査の体制を取っておりましたが、そこから外部委託というものを広げていきました。一旦、市調査員が減る

というようなこともあったんですけども、今年度の第3回定例会で調査員の増員を1名お願いしたところなんですけど、現在のところは、調査員の増員と委託の拡大というところを両輪で考えながら、調査の件数を伸ばしていきたいと考えております。

○中 毅志委員　そうすると、マンパワーとしての拡大の対策というふうな考え方もあるかと思うんですが、そこにもう一つ、DXという考え方はあるんでしょうか。

○中山介護保険課長　DXの考え方というところに関しましては、本市の調査員については、タブレットでの調査票の作成をしております、そういったところでの効果というのは、少しずつ出てきているところになりますので、調査件数は微増ではございますが、増えていくものと考えております。

○中 毅志委員　そうすると、そのDXの考え方からすると、その合議体の会議については、オンラインの会議だとか、そういった工夫などもされているんでしょうか。

○中山介護保険課長　オンラインの会議のほうも、協力できる委員のほうには随時お願いをしております、オンラインの合議体の割合は20合議体中14合議体ありまして、割合にする70%という形になっております。

対面による審査会、1合議体で残りは書面による合議体になっておりますので、できる限りオンラインによる合議体での開催を推奨しております。

○花岡健太委員　33介護保険システム使用料に関してなんですけれども、料金が倍になっているというようなことが今分かったんですけども、何年後に当初の180万円以下になるとか、そういうのは分析とかされているんですか。

○中山介護保険課長　そういった分析のほうは、現在しておりません。

○花岡健太委員　料金が倍になっている要因というのは、一体どういうことがあるんですか。先ほど違うシステムで聞いたときは、人件費というような答弁があったと思うんですけども、同じ人件費なんじゃないでしょうか。

○中山介護保険課長　人件費という要素もあるかとは思いますが、こちらのシステム、今ある現行のものを改修していくわけではなく、新たなものをつくっていくということを考えますと、初期開発経費というものが当然のつかってくるので、そういったところの経費を償還していく部分では、こういう増額の仕方になっているんだろうなと考えております。

○花岡健太委員　初期開発でこれだけ費用が増えてしまっているというようなことだったと思うんですけども、となってくると、今後は減っていくという考えでよろしいんですか。先ほど、今後どれくらい減っていくかというのは分からないというふうにおっしゃっていたと思うんですけども、今後は減っていくということなんじゃないでしょうか。

○中山介護保険課長　今後減っていく可能性というか、余地はあるとは思いますが、業者との契約の話になってまいりますので、そちらについては、現時点で判断できるところでは

ないと考えております。

○矢作いづみ委員長　以上で質疑を終結いたします。

意見を求めます。

○花岡健太委員　議案第14号「令和7年度所沢市介護保険特別会計予算」について、令和7年度介護保険特別会計予算には、ガバメントクラウドに移行する標準準拠システム委託料が含まれております。また、そのシステムの利用料も、クラウド移行によって莫大に増えていることも判明しました。ガバメントクラウドへの移行は反対ですので、反対いたします。

○矢作いづみ委員長　以上で意見を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

休　　憩（午後2時13分）

再　　開（午後3時45分）

○矢作いづみ委員長　再開いたします。

議案第9号「令和7年度所沢市一般会計予算」の意見、採決を保留し、意見等を作成する時間を考慮しまして、明日午前9時に予定していました予算常任委員会の開催時間を変更し、午後1時10分に開き審査を行うことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

それでは、本日はこれにて散会いたします。

長時間、大変お疲れさまでした。

散　　会（午後3時46分）